

長野県では地方版総合戦略「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」を策定し、「人口減少の抑制」と「人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化」を実現するため、次の地方創生特区等の規制改革を提案します。

地方創生特区等への提案

○**地域を支える仕組みの確保** 地域において、生活サービスの提供を確保するとともに、地域を担う人材を育成することにより、住民が安心して暮らせる仕組みを構築します。

現 状

規制等の内容

効 果

1 農事組合法人が行うことができる事業種類の拡大

【農山村地域での生活サービスの低下】
県内の農山村集落は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線・便数激減など、多くの課題を抱えている。
こうした中で、撤退した事業者に代わり、農山村集落の担い手農家がつくる「農事組合法人」による生活サービス事業の実施が地域住民に期待されているが、農業以外の事業実施が制限されており、生活サービス事業を実施できない状況となっている。

・農業協同組合法第 72 条の 8、道路運送法第 78 条第 2 号
農閑期等に容易に取り組める範囲で、農事組合法人が行うことができる事業種類に、地域に密着した「生活サービス事業」(例①生活用品や食料品の宅配や販売②高齢者の病院等への送迎③子どもの一時預かり④生活道路や民家等の除雪請負や補修⑤新聞配達 等)を加える。

農山村集落において、生活に不可欠なサービスの維持・確保が容易になる。

2 介護福祉士国家資格受験資格取得の柔軟化

【介護を支える人材の不足】
長野県の介護人材は今後 10 年間で 8,000 人程度不足が見込まれており、介護人材の養成が大きな課題となっている。
福祉系高等学校などで取得した単位を、地域の養成施設で学ぶ者が、通算することができないため、二重に必要な単位を取得することとなり、生徒に過度な負担がかかるとともに、地域の介護人材が確保できない状況が生じている。

・社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 21 条
地域の養成施設と連携する高等学校において福祉に係る指定科目の単位を取得して卒業した者については、高等学校で取得した単位と卒業後養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を修了したとみなし、国家試験受験資格者に加える。

国家資格取得への新たなルートを作ること、介護福祉を目指す新たな学生の掘り起こしにつながるにより、地域に必要な介護人材を地域で確保することが可能となる。

○**交流人口の増加** 信州の自然や日常の暮らしを楽しめる受け入れ環境を整備することにより、交流人口を増加させます。

現 状

規制等の内容

効 果

3 地方空港における運用時間の延長に関する手続きの簡素化

【信州まつもと空港の運用時間の変更】
地方空港の運用時間変更する場合には、航空保安業務要員などの必要な予算措置等を円滑に実施するため、国土交通省通知により、変更を計画する年度の前々年度の 1 月末までに要望書の提出を求められている。
航空会社に対して、新規就航、増便、利便性の高いダイヤ編成等を働きかけるにあたり、「2 年先における具体的な運航計画」の提示を求めることは、通常、ダイヤ編成を半年前程度に決めているため困難であり交渉に支障が出ている。

・平成 20 年 1 月 22 日付け東空保第 16 号阪空保第 138 号「空港の運用時間変更に係る手続きについて」
空港の運用時間延長に係る地元同意がある場合には、航空保安業務に従事する国土交通省航空局職員の増員を要しない範囲であれば、空港運用時間の延長を可能とする。

手続きの時間短縮により、航空運送事業者が、利便性の高い柔軟なダイヤ編成をスムーズに行えることから、新規路線やチャーター便の就航等が実現し、利用者の増加や交流人口の増加につながる。

4 地方空港における検疫の特例

【国際化の進展】

信州まつもと空港については、東京検疫所から職員が派遣されるため、海外からのプライベートジェット機等の着陸の連絡が運航日直前である場合、柔軟に検疫体制を取ることが難しい。
このため、非検疫飛行場である信州まつもと空港へ直接着陸せず、一旦、検疫飛行場(羽田空港、中部国際空港等)に着陸して検疫を受けた上で、信州まつもと空港へ着陸し、入国、税関に関する手続きを実施することが必要となっている。

・ 検疫法第4条
非検疫空港において行われる検疫業務を、現在の検疫所常勤職員派遣による対応に加え、検疫所が非常勤職員等に任命した空港近隣の医師が行うことも可能とすることにより、海外からのプライベートジェット機等の直接就航を可能とする。

海外からの直接就航が可能になり、スキーなどを楽しむ外国人富裕層をはじめとした海外からの観光誘客が促進される。

5 インバウンド推進のための外国人スキーインストラクターの確保

【外国人スキー客の増加】

近年の外国人スキー客の急速な増加に伴い、県内スキー場では外国語対応可能なスキーのインストラクターが不足しており、外国人インストラクターの人材確保が課題となっている。
外国人スポーツ指導者の査証発給の要件を満たすには、スキーインストラクターの場合、通年型のスポーツではないことから、1年のうち実質3ヶ月程度の実務経験しか認定されず、12年以上の実務経験が必要となり、20～30歳代の人材確保が極めて困難となっている。

・ 出入国管理及び難民認定法等
スキーインストラクター実務経験は1年のうち実質3ヶ月程度と換算されているが、3シーズン以上の実務経験を備える外国人については、在留資格要件を緩和する。

外国人スキー客の満足度向上によるスキー場利用者の増加や新たな雇用創出を通じて、観光産業の活性化等地方創生に寄与する。また、国全体の2020年訪日外国人旅行者数2000万人超の目標達成に貢献するとともに、平昌、東京、北京と東アジアで続くオリンピックの開催効果を地方へ誘導できる。

6 道の駅内の道路区域における道路占有許可の緩和

【道の駅のサービスの多様化】

道の駅は、レストランや直売所などからなる地域振興施設として、文化などの情報発信や様々なイベントの開催など様々なサービスを提供し、多くの人々が訪れる場所となっている。
道路管理者が整備する道の駅における道路区域では道路法が適用されるため、週末などの来訪者が多いときでも、実際にはこれらのサービスの提供を歩道などの道路区域を使って行うことができない。

・ 道路法第32条、33条、道路法施行令第7条
道の駅内の道路区域における工作物等の占用については、法第32条及び施行令第7条で限定列挙されているが、道路管理者の裁量で柔軟に許可できるようにするとともに、法第33条にある無余地性の原則を適用しない。

道の駅ごとの来訪者の動向や独自性のあるサービス提供が可能となり、道路利用者の利便性の向上や観光・産業の活性化、地域の雇用の創出につながる。

○既存公共施設の有効活用 人口減少社会においても住民サービスを維持・確保するため、既存公共施設の有効活用を進めます。

現 状

規制等の内容

効 果

7 下水道施設によるし尿等の処理について

【し尿の発生量減少】

下水道の普及と人口の減少により、し尿や浄化槽汚泥の発生量の減少が見込まれる。
今後、老朽化が進むし尿処理施設は改築するよりも、既存の下水道処理場を有効利用して、し尿等を処理することが合理的であるが、し尿等を受け入れるための施設は下水道施設とは位置付けられていないため、容易に設置することができない。

・ 下水道法第2条
下水道事業の範囲を拡大し、し尿等の受入施設を下水道法上の下水道施設として位置付ける。

下水道処理場を活用して、し尿等を一体的に処理することにより、①し尿処理施設更新経費の削減、②生活排水処理を一元化することによる処理コストの縮減、③下水道使用料増収による下水道事業の経営安定化が図られるなど、汚水処理施設の効率的な整備・運営につながる。